

議会制度検討専門部会議事進捗(15回)

開催日：平成31年2月19日

開催場所：大会議室

※会議の冒頭に委員長より、本日2月19日午後3時より議会内にて予定していた京都府立大学窪田好男教授による「議会による政策評価の勉強会」について、講師が急遽の所用のため延期とさせていただきたいので御了承願いたい旨の発言があった。

各委員からは特に発言がなかった。

1. 前回開催分の会議要旨の報告について

- ・前回の議会制度検討専門部会議事進捗の委員長案を委員に提示した。委員より訂正等意見の発言がなかったので公開することとした。

2. 議会基本条例第14条の運用について

- ・運用基準に関する素案資料に基づいて協議を行った。
- ・幹事長会への報告事項として合意を諮った。

委員長：各事項を確認させていただく。

①実施委員会については付託委員会で行うことについて同意でよいかの発言に対し、特に意見はなかった。

②いつ行うかについて意見を求めたところ、休憩中等の意見が多数であった。

委員：日本共産党は、記録として残しておく必要があるため開会中としているが委員長案にあわせる。

委員長：実施後、運営をしながら課題があれば見直しを行ってもよいのではないか。

③どのような形態かについては任意の意見陳述者、及び、④報酬の支払いについては支払わないとすることについて、同意でよいかと意見を求めたところ、③④ともに特に意見はなかった。

⑤会議録の掲載は行わないとすることについて、同意でよいかと意見を求めたところ、特に意見はなかった。

⑥議会中継の放映を行うかについて、行わないとの意見もあり、2つの意見があることから、発言を求めた。

委員：自民党会派は行わないとしているが、②休憩中、⑤行わない、⑥行わないは連動しているためこのようになっている。

委員：改革新政会は、②休憩中⑤行わない⑥行うとしている理由は正副議長選挙

時の議場での紹介のように、休憩するが映像配信は行っていることを参考にしている。

委員長：自民党会派の考え方は、少数の意見として、幹事長会にて紹介をさせていただきたい。

委員：⑤と⑥はセットであるべきという考え方には賛同する。中核市の調査状況にもそのように記載されている。

委員長：委員としては⑤と⑥は別物という考え方もあると考える。部会としては⑥行うとして取りまとめたい。意見があった部分は別に表記することとさせていただきたい。

⑦紹介議員の説明については行うとすることについて、同意でよいか意見を求めたところ、特に意見はなかった。

⑧陳述時間について意見が分かれている。

委員：日本共産党は、⑧陳述時間について無制限を希望している。

委員：運用基準として、まずは10分以内としてはどうか。

運営上で、今後課題があれば適時、時間の見直しをしてはどうか。

委員長：専門部会としての取りまとめは10分以内とさせていただく。

⑨意見陳述者への質疑について、行うと行わないで意見が分かれている。

委員：自民党会派としては、意見陳述者は議会の委員会にはなれておられないので行わないとした。

委員：公明党は、行うとしているが、行わないとすれば選択の自由がなくなる。

委員：意見陳述者が、議員から質疑を受けるということで、発言をちゅうちょすることもあるかもしれない。

委員長：3会派が行わないとしているので、この方針でいきたい。少数意見があるので幹事長会での報告の中で、附帯意見はつけさせていただく。

⑩意見陳述希望の締め切りについて、意見を求めた。

委員：改革新政会は、提出を受けて取り扱うかどうかを決定するのは議会運営委員会であるので、請願受理後の〇日とした。

事務局：議長提出時が受理日となる。

委員長：専門部会としてのとりまとめとしては提出時とさせていただく。

⑪意見陳述の内容について、補足説明とさせていただくことでよいかと意見を求めたところ特に意見はなかった。

⑫意見陳述の人数については、1人とする意見が多数を占めている。

委員：時間制限がなければ1人ではなく役割分担をして多数で発言してもよいのではないか。

委員長：⑫意見陳述の人数は、1人として意見を取りまとめ、少数の意見として、幹事長会への報告の附帯意見としてつけさせていただく。

⑬意見陳述の場所について、意見陳述人席が多数である。

なお、意見陳述人は意見陳述をして、傍聴席に戻るイメージでよいか、また、意見陳述人席はどの位置に置くことがよいかも含め意見を求めた。
委員：議員に対して説明するとすれば、答弁台から議員に対して発言するほうがよいのではないか。

委員：希望としては紹介議員の横の席でよいのではないか

委員長：具体的なレイアウトについてはどこで決定するのか。

委員：常任委員会等の委員長に決定していただいているかどうか。

委員長：では、そのようにさせていただく。

⑭意見陳述を何回目の委員会で行うかについて、各会派及び委員で意見が分かれている。

委員：日本共産党は2回目としている。初回で意見陳述を行うのもよいが、2回目以降でも陳述していただくことが適切ではないかと考えている。陳述回数はあくまで1回でよい。

委員：意見陳述も含めて審査することになれば、1回目が適切ではないかと考える。

委員長：1回目との意見が多数であるため、専門部会としてはそのように取りまとめさせていただく。少数意見については幹事長会への報告での附帯意見として、つけさせていただく。

⑮意見陳述を行う委員会の流れについてはどうか。

委員：自民党会派は⑨意見陳述者への質疑の是非と連動しているため行わないとしている。

委員長：⑨意見陳述者への質疑は、行わないとしているので、結果として⑮意見陳述を行う委員会の流れについてはなしとし、協議項目として取り扱わないこととしたい。

以上で、専門部会のとりまとめ意見として2月21日の幹事長会に報告させていただく。

このほかに、日本共産党会派から意見があった。運用基準案の第3条第4項の代理人に意見陳述を行わせることができることについて、発言を求めた。

委員：補足意見として弁護士も代理人になれるのではないかと考える。

委員：例えば障害をお持ちの方は自分の意思で発言できないこともあるので、制約を設けないほうがよいのではないか。

弁護士などをお願いすることも可としてはどうか。

委員長：制限を設けないという考え方でいかがかと意見を求めた。

特に意見が出されなかったため、同意をいただいたこととし、このとおりの解釈としたい。

次に、第4条第1項の当該委員会の委員長は、意見陳述を許可することに

ついて当該委員会に諮るものとする事について意見を求めた。

委員：委員会が許可しないとの解釈もできるのではないか。

委員長：条文どおりの解釈では、それも有り得ることになる。こうした意見が専門部会であったことは幹事長会へ報告させていただく。

3. 政務活動費収支報告書における領収書原本提出について

- ・奈良市議会政務活動費の交付に関する条例等の一部改正に関する素案資料に基づいて協議を願った。
- ・幹事長会への報告事項として合意を諮った。

委員長：この領収書の原本提出問題の端緒は、包括外部監査による監査意見（政務活動費の更なる透明性の確保について）である。

現状は、議長への政務活動費収支報告書における領収書の写しを提出することになっている。

今回の一部改正案では原本提出としている。

あわせて平成31年4月から施行の政務活動費の手引きにも反映をしているので御確認願いたい。

委員：原本提出の条例には同意するが、議員が写しを持っておくと規程でうたう必要はないのではないか。

委員長：多様な意見があり結論が出ないようなので、まずは条例改正については合意でよいか。

（異議なしとの声あり）

委員長：規程について、「の写し」の改正を行うのかで意見が分かれている。そのため規程については、今後設置される特別委員会で議論させていただきたい。

政務活動費の手引き（案）の中で金銭出納帳の提出は幹事長会で協議いただくこととし、調査研究・研究報告書、ガソリン代等の報告書様式は新規に書式を添付している。

4. 幹事長会への報告事項

- ・3月定例会における幹事長会への報告事項について

本日までに協議し合意を得た、政務活動費におけるガソリン代の取り扱いの考え方及び日報の導入等について、本日配付させていただいた政務活動費の執行の手引き（案）を御確認いただいた。

5. 政務活動費に係る議員研修会について

- ・1月30日開催の議員研修会について、振り返り御意見を伺うこととしていたが、会議時間の都合もあるため、次回へ持ち越しとした。

6. 議会事務局の政策立案機能、政策提言機能の強化について

- 会議後、窪田教授に出席いただき開催される勉強会について、次第や内容の確認をさせていただく予定であったが、委員長より会議冒頭の報告のとおりであるため協議を行わなかった。次回は4～5月に開催を目指すこととした。

7. その他

- その他の意見について伺ったが特になかった。

8. 次回開催日時について

- 委員長より、これからの順序として2月21日開催予定の幹事長会の後、2月28日3月定例会開会日に特別委員会委員の選任、正副委員長互選、委員会運営について協議をいただくことを想定していると説明。
3月定例会開会中に、これまで御議論いただいた奈良市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正案を先議とし、その中で委員会採決を行い閉会日までに本会議へ上程、議決をいただければ平成31年度から実施したいと考えていると発言があった。